



2022年8月5日

各 位

会 社 名 丸一鋼管株式会社
代 表 者 名 代表取締役会長兼 CEO 鈴木博之
(コード番号 5463 東証プライム市場)
問合せ先 執行役員 管理部門管掌 人事総務部長 石松伸一
(TEL 06-6643-0101)

株式給付型 ESOP への追加拠出に伴う
第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、2022年8月5日開催の取締役会において、下記のとおり、第三者割当による自己株式の処分（以下、「本自己株式処分」といいます。）を行うことを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分要領

(1) 処分期日	2022年8月22日
(2) 処分株式数	普通株式 100,000 株
(3) 処分価額	1 株につき 2,835 円
(4) 処分総額	283,500,000 円
(5) 処分予定先	株式会社日本カストディ銀行（信託口）
(6) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による有価証券届出書の効力発生を条件とします。

2. 処分の目的及び理由

当社は、2017年度より当社及び当社グループ会社の従業員（以下、「当社グループ従業員」といいます。）に対して従業員インセンティブ・プラン「株式給付型ESOP」（以下、「本制度」といい、本制度に関して株式会社りそな銀行と締結した信託契約を「本信託契約」といいます。また、本信託契約に基づいて設定されている信託を「本信託」といいます。）を導入しており、2022年8月5日開催の取締役会において、本信託に対する金銭の追加拠出（以下、「追加信託」といいます。）を行うこと及びそれに伴う本自己株式処分について決定しました。（本制度の概要につきましては、2017年8月8日付「株式給付型ESOPの導入に関するお知らせ」をご参照下さい。）

本自己株式処分は、本制度の継続に伴い、本信託の受託者である株式会社りそな銀行の再信託受託者である株式会社日本カストディ銀行（信託口）に対し、第三者割当により自己株式を処分するものであります。

処分数量につきましては、株式給付規程に基づき、5事業年度に付与すると見込まれる株式の

総数に相当するものであり、2022年6月30日現在の発行済株式総数84,000,000株に対し0.12%

(2022年6月30日現在の総議決権個数794,425個に対する割合0.13%。いずれも小数点以下第3位を四捨五入。) となりますが、株式給付規程に基づく株式の給付は、当社グループ従業員の定年退職等に伴うもので緩やかに行われるため、本自己株式処分による株式が大量に株式市場に流出することは考えられません。

加えて、本制度の継続により、当社グループ従業員は当社株式の株価上昇による経済的利益を収受することができるため、株価を意識した業績向上への勤労意欲を高める効果が期待でき経営参加意識を高める効果が期待できます。以上から希薄化の規模は合理的であり、流通市場への影響は軽微であると考えております。

<本信託の概要>

- ① 名称 : 株式給付型 ESOP
- ② 信託の種類 : 金銭信託以外の金銭の信託 (他益信託)
- ③ 委託者 : 当社
- ④ 受託者 : 株式会社りそな銀行
株式会社りそな銀行は株式会社日本カストディ銀行と特定包括信託契約を締結しており、株式会社日本カストディ銀行は再信託受託者となります。
- ⑤ 受益者 : 受益者候補のうち、本信託契約に従った受益者として確保されるための手続を履践した者。
- ⑥ 信託管理人 : 当社従業員
- ⑦ 議決権行使の方針 : 信託管理人又は受益者代理人が本信託契約に定める「議決権ガイドライン」に従って、株式会社日本カストディ銀行 (信託口) (原信託受託先: 株式会社りそな銀行) に対して議決権の行使を行い、信託銀行はその指図に従い議決権行使を行います。
- ⑧ 本信託契約の締結日 : 2017年8月24日
- ⑨ 当初金銭を信託した日 : 2017年8月24日
- ⑩ 信託の期間 : 2017年8月24日から本信託が終了するまで
(特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続します。)

<追加信託及び本信託における当社株式取得の概要>

- ① 取得する株式の種類 : 当社普通株式
- ② 追加信託金額 : 253,500,000円
- ③ 取得する株数の総数 : 100,000株
- ④ 追加信託日 : 2022年8月22日
- ⑤ 株式の取得日 : 2022年8月22日
- ⑥ 株式取得方法 : 当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得

(注) 本信託は、今回の追加信託に係る金銭253,500,000円及び信託財産に属する金銭30,000,000

円の総額を原資として当社株式の追加取得を行います。

3. 処分金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分における処分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、当該処分に係る取締役会決議を行った日（以下、「本取締役会決議日」といいます。）の直前営業日である2022年8月4日の株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」といいます。）における当社株式の終値である2,835円といたしました。

本取締役会決議日の直前営業日の東京証券取引所における当社株式の終値を採用したのは、株式市場における当社の適正な企業価値を表すものであり、合理的であると考えたためです。

なお、当該価額は、本取締役会決議日の直前営業日の終値を採用していること及び本取締役会決議日の直前1カ月間（2022年7月5日から2022年8月4日）の終値の平均である2,891円（円未満切捨て）からの乖離率は▲1.94%（小数点以下第3位を四捨五入）、同直前3カ月間（2022年5月5日から2022年8月4日）の終値の平均値である2,888円（円未満切捨て）からの乖離率は▲1.84%（小数点以下第3位を四捨五入）、同直前6カ月間（2022年2月5日から2022年8月4日）の終値の平均値である2,851円（円未満切捨て）からの乖離率は▲0.56%（小数点以下第3位を四捨五入）となっていることから、本自己株式処分に係る処分価額は、処分予定先に特に有利な処分価額には該当しないものと判断しております。

また、上記処分価額につきましては、取締役会に出席した監査役4名（うち3名は社外監査役）が、処分予定先に特に有利な処分価額に該当しない旨の意見を表明しております。

4. 企業行動規範上の手続に関する事項

本自己株式処分は、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続は要しません。

以 上